

山梨県立育精福祉センター児童支援課行動障害特別支援事業実施要項

平成29年4月

1 目的

生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻回に示し、日常生活に困難を生じている、いわゆる強度行動障害を示す児童等のほか、将来的に強度行動障害を呈するおそれのある児童及びそれに類似する行動特性を有する児童に対し、特別支援を行うことによって行動障害の軽減を図り、もって児童等の福祉の一層の推進に資することを目的とする。

2 実施施設

福祉型障害児入所施設・山梨県立育精福祉センター

3 対象児童について

(1) 定員2名。

(2) 対象の範囲

①新規対象児童に関しては、中学部1年生から高等部1年生までとする。

②昨年度から継続となる対象児童の場合は、高等部3年生までとする。

4 支援日及び支援時間

精神科医：月1回 13:00～16:00（毎月第1火曜日（変更有））

心理士：週2日（火曜日及び木曜日）

15:00～18:00（山梨県立わかば支援学校下校後の時間帯とする。）

5 支援期間

3年間を上限とし、期間内において随時障害の軽減が十分に図られた時点をもって終了とする。

6 対象児童の基準及び選定

(1) 当所に入所している知的障害児であって、多動・自傷・異食等、生活環境に不適応行動を示すため、適切な支援を行わなければ日常生活を営む上で困難があると認められた児童。

(2) 基準表により8点以上の児童を選定する。

障害者総合支援法・旧障害程度区分認定調査票（コミュニケーション及び行動障害に関連する項目）を基に策定した換算表を、基準としている。（別紙④参照）

対象年齢児童の担当職員が、基準表に点数を入力する。

- (3) 特別支援を行うにあたり、本人の健康や障害の状態、家族の状態などを総合的に勘案し、支援の緊急性の高い児童から優先的に行うよう配慮する。

7 支援体制

(1) 設備

原則個室とし、総務課相談室や、児童一寮支援課の多目的室を利用する。

(2) 職員

支援員については、特別支援の担当を3名配置し、支援方針及び内容の検討、個別支援プログラム等の作成及び精神科医・心理職員との連絡調整を行う。

なお、当日の支援については、寮職員があたる。

また、精神科医1名、心理を担当する職員1名を特別に置く（囑託）。

(3) 個別支援プログラム

個々の対象者に応じて、支援方針、内容等に沿った個別支援プログラムを作成する。実施に際しては、本人への支援だけでなく、家族、関係機関との連携も充分考慮する。

8 事業の実施

- (1) 個別支援会議において、対象児童の状況や課題をアセスメントし、個別支援プログラムを作成する。
- (2) 個別支援プログラムに基づく支援を行い、モニタリングを行う。
- (3) 類似するケース等に関するケースカンファレンスを実施する。

9 記録・研修

実施状況を記録し、評価するとともに、その内容について研修を行い、職員の支援の質の向上に役立てるものとする。